

原告側が控訴理由書を提出した（鬼怒川大水害）その3

2023/06/19

●鬼怒川堤防高縦断表（甲32）はレーザプロファイラ測量によるのか
控訴理由書p35及びp46には、2011年度鬼怒川堤防高縦断表（甲32）はレーザプロファイラ測量（LP測量）によるものと思われる、と書かれています。
甲32のうちL21.00k付近を抜粋すると、次のとおりです。

平成23年度 鬼怒川堤防高縦断表

距離標	堤防高(左岸) (Y.P+m)
20000.000	20.710
20063.163	23.580
20067.458	23.690
20076.933	23.880
20086.281	23.700
20126.326	21.870
20152.223	20.710
20189.490	20.800
20250.000	20.840
20320.689	20.820
20391.379	20.800
20462.068	20.820
20500.000	20.850
20539.105	20.830
20578.211	20.970
20617.316	20.950
20656.421	20.900
20695.526	21.010
20734.632	21.080
20750.000	21.120
20796.741	20.960
20843.482	21.070
20890.224	21.090
20936.965	21.360
20983.706	20.750
21000.000	21.040
21046.855	20.800
21093.710	21.360
21140.565	21.890
21187.420	21.750
21234.275	22.020
21250.000	22.140
21296.046	22.060
21342.091	22.110
21388.137	21.600
21434.182	21.610

利根川との合流点からの距離（「距離標」ではありません。鬼怒川では距離標は250m間隔にしかありません。河川管理者自身が「距離標」を誤用しているので、素人が誤用するのは仕方ないかもしれません。）は、ミリメートルまで表記されていることが特徴です。

堤防高もミリメートルまで桁が用意されていますが、最終桁はゼロです。

距離標地点の堤防高は、基本的に定期縦横断測量による堤防高の小数点以下第3位を四捨五入して記入しています。

甲32では、なぜ距離標地点で測量をしなかったかという、距離標地点については、

定期縦横断測量によって正解が出ているので、同じ地点を精度の低い方法で測量しても意味がないと管理者が考えたのでしょうか。

LP 測量にも種類があって、航空機、自動車及びドローンに搭載するものと、地上設置型があるようですが、弁護団がどれを指しているのかは分かりません。

2011年度鬼怒川堤防高縦断表の測量は、直轄管理区間98.5kmを網羅しています(根拠は、証拠説明書(甲32~33))。

<https://www.call4.jp/file/pdf/202101/816c0b8c16f1482bd0bd07407f24530e.pdf>

そうだとすると、航空機以外の方法でのLP測量は、事実上不可能ではないでしょうか。

そうだとすると、弁護団は、2011年度鬼怒川堤防高縦断表の測量は航空機によるLP測量だったと思われると言っていることになると思います。

国土地理院のサイトによると、「レーザ計測点の配置はランダムであり、計測点のレーザスポットは点ではなく円形です。この円の大きさは計測高度1,000mで直径が約30cm、計測高度2,000mで約60cmになります。」「レーザ計測点の高さは1cm単位で記録されますが、高さの精度は±15cm程度です。なお、水平方向の位置精度は、高さの精度に比べて劣りますが、概ね1m程度となります。」。

https://www.gsi.go.jp/kankyochiri/Laser_senmon.html

いずれの種類にせよ、「狙った地点へ局所的にレーザーを照射することはできないため、ピンポイントな計測はできない」

<https://www.cfctoday.org/column/dorone-ima-to-mukashi/>

というLP測量の欠点は共通していると思われるので、LP測量では測量地点をミリ単位で特定することはできないと思われます。

LP測量とは、総体的、連続的、面的に地上の凹凸を把握する測量であり、測定地点を詳細に特定できるものではないと思います。

甲32は、測量地点をミリ単位で特定しているので、LP測量によるのか疑問です。

ちなみに、仮に、甲32が航空レーザ測量によるものだとすると、上記のとおり、高さの精度は±15cm程度です。

甲32によれば、L21.00k付近の堤防高は計画高水位より4~7cm程度低い箇所が2箇所あったと主張しても、測量の精度が±15cmもあるのでは説得力がありません。

甲32が航空レーザ測量によるものであることが事実なら仕方ないことですが、想像でわざわざ自らに不利な主張をする必要があったのかは疑問です。

甲32は、破堤区間の堤防が計画高水位を下回っていたことを示す明確な証拠なので重要な証拠であり、その測量精度も重要な問題であるはずです。

甲32の測量方法を想像で述べるくらいなら、求釈明の申立てをして、はっきりさせるべきだと思います。

甲32は、2018年7月9日に開示されていた（根拠は訴状p43）のであり、問題点を明らかにするための時間は十分あったのですから。

●甲32は盛り土の部分の測量したものだとなぜ言えるのか

p43には、「そして、盛土は河川縦断方向で同じ高さでなく、不陸があって部分的に低いところがあり（甲32）、本件洪水では、盛土高の低かった20.98kで、越水が生じ、堤防決壊に至った（甲3の20頁）。」と書かれています。

すなわち、甲32の縦断表は、盛り土の部分の測量したのであり、管理道路面を測量したのではないと言います。

しかし、甲32を根拠に、なぜそう言えるのか私には分かりません。

破堤区間の堤防で盛り土がどうなっていたかは、写真で推測するしかないと思います。

●堤防高がHWL以下の箇所が2箇所だと言わない

ところが、弁護団は、堤防高がHWL以下だった箇所といえば、左岸約20.98kしか挙げません。例えば、p47及p48です。

甲32によれば、鬼怒川L21.00k付近には、2011年度時点で堤防高（測量地点が表法肩とは限らない。）がHWL以下の箇所が2箇所（左岸約20.98kと左岸約21.04k）あったのであり、このことは、原告ら準備書面（8）p28に書かれています。（堤防高（道路面の高さを含む。）がHWL以下の箇所は、甲40で証明される箇所（L21.00k）も含めれば3箇所になります。）

甲32が証明する2箇所は破堤区間に含まれます。なぜなら、公式見解（鬼怒川堤防調査委員会報告書）による破堤区間は、L20.863k～21.63kとされているからです。

HWL以下が2箇所あったことを指摘しているのは、おそらく原告ら準備書面（8）p28においてだけであって、それ以降は、控訴審に入ってからでも、弁護団は「左岸約20.98kでHWL以下だった」と言うだけで、左岸約21.04kを無視しています。

弁護団は、控訴理由書p49では、「現況堤防高が計画高水位を下回っている箇所は、最低限の安全性を備えておらず、とりわけて治水安全度が小さい箇所である。」と主張しているのですから、2011年度鬼怒川堤防高縦断表（甲32）を根拠に主張する場合には、2箇所でもHWL以下だったと主張するのが筋だと思います。

また、弁護団は、原判決の判示をも矮小化しています。

原判決は、左岸の約20.98kと約21.47k(約21.047kの誤り)でHWLを下回っていたとし(原判決p54、原告側控訴理由書p33)、堤防高がHWL以下の箇所が、少なくとも2箇所あった事実をせっかく認めてくれているのに、弁護団は、原判決が1箇所(左岸約20.98k)についてしか認めていないかのような引用の仕方をしていきます(p48)。

したがって、弁護団の控訴審での主張は、一審での自らの主張及び原審の事実認定よりも後退していると言えます。

さらには、原判決が、堤防高が計画高水位以下でも安全だとか他にも安全でない箇所があったとか判示していることに対して批判する場面(控訴理由書p49)においても、破堤区間の堤防高が計画高水位以下であったことを強調しません。このことは、次の見出しで詳しく書きます。

弁護団は、破堤区間の堤防が危険だったと言いたいのなら、左岸の約20.98kと約21.047kの2箇所、L21.00kを含めれば3箇所、HWLを下回っていたと主張するのが筋だと思いますが、HWLを下回っていた話については約20.98kの1箇所しか挙げず、原判決の事実認定まで矮小化するのですから、破堤区間の堤防が危険だったと言いたいのか、それほど危険ではなかったと言いたいのか、趣旨が読み取れません。

●計画高水位以下を強調しない

上記のとおり、原判決が、堤防高が計画高水位以下でも安全だとか他にも安全でない箇所があったとか判示していること(判決書p54、控訴理由書p33)に対して批判する場面(控訴理由書p49)があります。

国がL21.00k付近を整備しなかったことが違法でない理由として水戸地裁が挙げる理由は、次の三つです。

(1) 上三坂地区については、2011年度までは、(堤防高が)計画高水位を下回る地点は確認されていなかった。

(2) 2011年度の詳細測量で判明した(堤防高が)計画高水位を下回る地点での堤防高と計画高水位との差も数cmに止まるものであったから一定の安全性を備えていた。

(3) 他にも(上三坂地区以外にも)被告の設定した治水安全度の低い地点が存在し

た。

弁護団は、(1)については反論していません。異論なしということでしょう。

私に言わせれば、2004年度の定期測量で、L21.00kの堤防高は管理道路面で20.82mだったのであり、計画高水位以下（マイナス1cm）でした。

<http://kanumanodamu.lolipop.jp/OtherDams/L21kMorido.html>

(2)については、以前にも書いたように、裁判所は、当事者（この場合は被告）が主張していない事実を認定していると思われ、弁論主義に反している疑いがあると思われるので、徹底した反論をする必要があると思います。

弁護団は、(2)については、堤防高が計画高水位より低い箇所は最低限の安全性を備えていないことを挙げます。

間違いではないでしょうが、一般論ではなく、鬼怒川下流部において堤防高が計画高水位より低いことの意味を語らなければ、必要かつ十分な主張にならないと思います。

弁護団は、(3)については、「別紙7堤防高比較表のとおり、現況堤防高が計画高水位に近い箇所は殆どない。」「近い」の定義がありませんが。）と言っている部分が反論なのかもしれません。

弁護団は、上記3点について明確な反論をしていると言えるのか疑問です。

【なぜHWL以下を強調しないのか】

弁護団は、堤防高がHWLを超える場合についての話にかなりの字数を使います。

しかし、三坂町での破堤にせよ若宮戸での溢水にせよ、鬼怒川大水害は、HWLより低い堤防や地盤の箇所で氾濫が起きたことが特徴なので、破堤では、洪水の水位がHWLに達する前に越水が起きたことが問題であり、堤防高がHWL以下であったことを強調すべきだと思います。

原判決p54への結論的な反論として弁護団は、「(上三坂地区の堤防は)現況堤防高と計画高水位との差が数cmしかなかったものであるから、現況堤防は最低限の安全性しかなく、とりわけ治水安全度が小さかった」(p49)と主張します。

上記の主張で「現況堤防高と計画高水位との差が数cm」の意味が一読しただけでは分かりません。

一読しただけでは意味が分からない文章を準備書面に書くことは、かなり問題だと思います。

それはさておき、「現況堤防高と計画高水位との差が数 cm」が、堤防高が計画高水位を数 cm 上回る場合を指すのか下回る場合を指すのかが分かりません。

手がかりは、「現況堤防は最低限の安全性しかなく」です。

弁護団は、「現況堤防高が計画高水位を下回っている箇所は、最低限の安全性を備えておらず」及び「現況堤防高が計画高水位を上回っていても、上回りが 5 cm 程度では、計画高水位と同程度であって、治水安全度は計画高水位と同程度であり、このような箇所は、最低限の安全性しかなく」と言います。

つまり、堤防高が H W L を下回っている場合には、最低限の安全性を備えていないとされ、上回っている場合には、最低限の安全性しかないと書かれています。

上記の、一読しただけでは分からない文章には、「現況堤防は最低限の安全性しかなく」と書かれているので、現況堤防高が計画高水位を上回っている場合を指していることが、周辺の文章を読んでようやく分かります。

どういうことかという、原判決と弁護団の批判がかみ合っていないのです。

原判決は、堤防高が H W L を下回る場合でも数 cm なら（7.4 cm が数 cm とは言えないと思いますが）安全だと言っているのに、弁護団は、直前でその部分を引用しながら、堤防高が H W L を上回る場合の話をしているのです。

弁護団が論点をずらす意味が分かりません。

弁護団は、堤防高が H W L を下回る場合の話を殊更に避けているように見えます。

ちなみに、忖度すれば、弁護団は、ましていわんや話法を使っているのもしれません。

すなわち、「堤防高が H W L + 数 cm の場合でもとりわけ治水安全度が小さい、ましていわんや、堤防高が H W L を下回る場合をや」と言いたいのかもかもしれませんが、それならそうと言ってくれないと裁判所は理解できないと思います。

仮にそういうことだとしても、後記のとおり、堤防高が H W L を上回る場合と下回る場合とを同列に論ずる（危険性を同じランクで表現する）ことが妥当とは思えません。

【「安全度が小さい」と言っている場合か】

弁護団は、「現況堤防高が計画高水位を下回っている箇所は、最低限の安全性を備えておらず、とりわけて安全度が小さい箇所である。」と言います。

「現況堤防高が計画高水位を下回っている箇所は、最低限の安全性を備えて」いない

のならば、「危険」と言うべきであって、「安全度が小さい」などと控えめな表現をしている場合ではないと思います。

率直な表現が必要な場合もあるはずだと思います。

控えめに言うことが裁判において必要なことなのか疑問です。

弁護団は、なぜ危険と言わないのでしょうか。

堤防高がHWLを数cmあるいは10cm下回る状況を弁護団が危険であると認識していないからではないのでしょうか。

【なぜHWL以下と超の評価を区別しないのか】

弁護団は、堤防高がHWLを5cm程度上回っている場合でも、「とりわけ安全度が小さく」と言います。

また、上記のとおり、堤防高がHWLを下回っている場合にも、「とりわけて安全度が小さい」と言います。

結局、弁護団は、どちらの場合にも、「とりわけ（て）安全度が小さい」という同じランク付けで評価をします。

最低限の安全性を備えるか備えないかの違いがあるのに、同じ言葉でランキングすることが妥当なのかは疑問です。

●危険とは言わない

控訴理由書には、L2 1.00k付近の堤防の盛り土の話が5回も出てきます。

p42～43、p46、p47、p48及びp55です。なお、p49にも盛り土の話が出ますが、文章のスタイルがかなり違うので、同列に論じないことにします。

重要だから繰り返し主張したのだと思いますが、決定的に重要な問題として扱われていないと思います。

盛り土の問題が重要だと言いたいのか、大した問題ではないと言いたいのか不明であり、アクセルとブレーキを同時に踏むようなチグハグさを感じ、ここでも趣旨が読み取れません。

意味が不明確な主張を5回繰り返しても効果がないと思います。

同様の主張は、一審において原告ら準備書面（12）p22でもなされており、控訴審でも繰り返していることになります。

<https://www.call4.jp/file/pdf/202204/b2b6b19b33ffe4aa29f154078e5b2455.pdf>

このことは、弁護団としては、自らの主張に問題はないが、裁判官の理解力に問題があったと考えていることを表していると思いますが、主張は難解であり問題があったと私は考えます。

p42～43には、次のように書かれています。

「さらに、上三坂の堤防は、天端の本体ともいべきアスファルト舗装されている部分より川表側が、幅1.4m、高さ約30cmの盛土がされていた(甲40)。堤防高の測量は天端表法肩で行われており、上記測量結果は盛土されている部分の高さである。そして、盛土は河川縦断方向で同じ高さでなく、不陸があつて部分的に低いところがあり(甲32)、本件洪水では、盛土高の低かった20.98kで、越水が生じ、堤防決壊に至った(甲3の20頁)。上三坂の堤防は、測量結果上の見かけだけ天端高が高くされていたものであり、脆弱な天端構造であつたのである。」

上記の記述には10以上の問題点があると思います。

一つは、「上三坂の堤防」が意味不明です。

言葉の定義をしないで議論するのが鬼怒川大水害訴訟の特徴かもしれません。

「上三坂」と「計画高水位」は重要な言葉だと思いますが、誰も定義していないと思います。「計画高水位」については、弁護団が控訴理由書p48で一応の定義をしていますが、不明確です。「計画や整備の対象とする洪水」という言い方は曖昧であり、何を指すのか不明確です。「計画高水位は、計画高水流量が河川改修後の河道断面(計画断面)を流下するときの水位。」(みんなで作る土木用語辞典)であることを説明すべきだし、河川管理施設等構造令第18条第1項の引用も必要だと思います。さらには、鬼怒川において堤防高が計画高水位以下であることの意味を説明しなければ、三段論法にならないはずです。)

私は、根拠は省略しますが、破堤区間付近の左岸堤防を地名と関連させて呼ぶ場合は、次のように定義すべきだと思います。

三坂町中三坂地先堤防：19.25k～20.50k

三坂町上三坂地先堤防：20.50k～21.18k

新石下(しんいしげ)地先堤防：21.18k～21.37k

大房(だいぼう)地先堤防：21.37k～21.87k

新石下地先堤防：21.87k～23.00k

ちなみに、原判決p54には、「250mごとの測量結果では、上三坂地区の現況堤防高はいずれも計画高水位を上回っていた。」と書かれています。これは、左岸の20.50k、20.75k及び21.00kの3地点で、という意味になると思われます。

二つは、第1文の主語が間違っているということです。

第1文では、「上三坂の堤防は、天端の本体ともいべきアスファルト舗装されている部分より川表側が、幅1.4m、高さ約30cmの盛土がされていた」と言い、その証拠は甲40だと言います。

しかし、甲40は、「H23 鬼怒川下流部定期縦横断測量業務 成果品(21.0k横断図)」です。

(証拠説明書には、「H23 鬼怒川下流部定期横断測量業務成果品(2)(21.0k横断図)」と書かれていますが誤記(下線)があります。)

<https://www.call4.jp/file/pdf/202108/cee816b3c9434d46e31f83175fddab14.pdf>

甲40は、21.00kでの河川横断図ですから、それで分かるのは、L21.00kの1地点の横断的な状況です。

「天端の本体ともいべきアスファルト舗装されている部分より川表側が、幅1.4m、高さ約30cmの盛土がされていた」のは、左岸21.00kの1地点に限った話です。

したがって、主語が「上三坂の堤防」(その意味は、L20.50k~21.18kの約680mの区間の堤防を意味するのかもしれませんが。)になるはずがありません。

ちなみに、控訴理由書p47にも「さらに、天端の川表側が高さ約30cmの盛土がされていて」という記述があるのですが、その主語は定かではありませんが、おそらくは「上三坂の左岸20k~21kは」なのかもしれません。

p48では、「また、上三坂の左岸21.00kの現況堤防は、天端の本体ともいべきアスファルト舗装されている部分より川表側が、幅1.4m、高さ約30cmの盛土がされていて、天端幅は全体として5.9mであった(甲40)。」と書かれており、主語が「左岸21.00kの現況堤防は」と正しく書かれています。

ところが、p55では、「上三坂の堤防は以下のような状況であった。」として、「さらに、天端の川表側が高さ約30cmの盛土がされていて」と書かれており、主語が「上三坂の堤防は」に戻ります。

主語に一貫性がありません。

いずれにせよ、横断図から縦断的な状況を知ることはできないのですから、甲40を根拠に「上三坂の堤防は」と語ることはできないはずです。

盛り土の状況は、下図のような写真を見なければ分からないと思います。

下図は、被災する2年前の写真（鬼怒川堤防調査委員会第1回会議の資料p20。報告書にも同じ写真がありますが、撮影日に誤記があると考えられるので、引用しません。）です。



①被災前堤防天端状況

三つは、「堤防高の測量は天端表法肩で行われており、上記測量結果は盛土されている部分の高さである。」の意味が分からないということです。

「堤防高の測量は天端表法肩で行われており」は、どこの「堤防高」かを特定しないので、一般論である可能性もありますが、甲40に関連した話をしていると思われるので、「堤防高」とは、L21.00kの堤防についての話だと思われます。

甲40では、堤防高とされる地点も横断的な測量地点の一つではありますが、「堤防高」はここですよ、と示してもいないので、甲40だけでは、測量値の羅列なので、L21.00kの堤防高がどれかは分かりません。L21.00kの堤防高は、別の資料と照合しなければ分かりません。

また、「上記測量結果」が何を指しているのかも分かりません。

そこで、弁護団の気持ちを忖度して、分かるように第2文を書き換えると、次のようになると思います。

「甲15（2011年度鬼怒川堤防関連データ）によると、2011年度のL21.00kの堤防高は21.040mとされている。この堤防高を甲40の河川横断図で確認すると、盛り土と思われる部分の頂上の最も河道に近い部分を測量した値であることが分かる。この値は、L21.00kの堤防の表法肩を正式に測量した値であると評価できる。」

これだけの情報を1行あまりで書かれたら、読み手は理解できません。

原告ら準備書面(8)p28～29には、「堤防高の測量は天端表法肩で行われており、図9で明らかなように、左岸21kmの測量結果である堤防高Y.P.21.04mは、川表側の盛土されている箇所での測量結果である。」と定量的に書かれています。

また、控訴理由書p48に「(左岸21.00kの)堤防高の測量は天端表法肩で行われており、その測量結果は盛土されている部分の高さである。」と書かれています。

したがって、弁護団の意図は、上記の解釈で間違いないと思います。

四つは、堤防の法肩と盛り土又は腹付けの法肩は違うということが認識されていないことです。

言い換えれば、ヘルメットを着用した身長測定を是認しているということです。

上記のとおり、弁護団は、盛り土又は腹付け（以下では「又は腹付け」を省略することもある。）の頂上の測量値を正式な堤防高だと認めているのですから、堤防の法肩と盛り土の法肩は同じであるという認識です。

(naturalright.orgの鬼怒川2015では、次のとおり、私が「盛り土」と呼んでいた部分を「腹付け」と認識しており、その方が正解かもしれません。)

[三坂堤防の危険性と破堤状況 - naturalright.org](http://naturalright.org)

[8 水害直前の高水敷掘削 - naturalright.org](http://naturalright.org)

[5 三坂堤防の特異性 - naturalright.org](http://naturalright.org)

しかし、堤防の管理では、縦断的に連続性のある部分の高さを測量して、縦断的な凸凹の具体を評価する必要があるはずです。

そのためには、堤防の断面形は統一されている必要があり、横断面における堤防高の測量箇所は一定である必要があるはずです。

何度も書いてすみませんが、加えて、例えていえば、身長を測定する際に、下駄を履いたり、ヘルメットを被ったりしたら、身長測定の意味がないと思うのですが、ここが弁護団と私の考えが決定的に違うところです。

縦断的に連続性のない盛り土の表法肩を測量した堤防高を、弁護団がなぜ否定しないのか理解できません。

「上三坂の堤防は、測量結果上の見かけだけ天端高が高くされていた」とは言いますが、これが堤防高の偽装であり、許されないという主張だとすれば、「堤防高の測量は（正式に、マニュアルどおりに、適法に）天端表法肩で行われており」という記述と矛盾しており、理解不能です。

五つは、盛り土の縦断的な状況は甲40でも甲32でも分からないのに、分かるかのように書いているということです。

弁護団は、第3文で「そして、盛土は河川縦断方向で同じ高さでなく、不陸があって部分的に低いところがあり（甲32）、本件洪水では、盛土高の低かった20.98kで、越水が生じ、堤防決壊に至った（甲3の20頁）。」と言います。

つまり、2011年度鬼怒川堤防高縦断表（甲32）は、盛り土の部分の測量したもので、盛り土に部分的に低いところがあったことが分かる、と言っています。

しかし、甲32は、冒頭に抜粋引用したとおり、2種類の数値（合流点からの距離及び堤防高）の羅列ですから、横断的にはどこを測量したのかが不明であり、盛り土の部分の測量したものであると言えないと思います。

甲32によって盛り土の状況が分かるとなぜ言えるのか私には理解できません。

六つは、盛り土が縦断方向に同じ高さなら問題がなかったかのように言っていることです。

弁護団は、「そして、盛土は河川縦断方向で同じ高さでなく、不陸があって部分的に低いところがあり（甲32）、本件洪水では、盛土高の低かった20.98kで、越水が生じ、堤防決壊に至った（甲3の20頁）。」と言います。

これでは、「盛り土に低い部分があったことが問題だった」と言っているように聞こえます。

逆に言えば、「盛り土が河川縦断方向で同じ高さであれば水害は起きなかった」と言っているように聞こえます。

弁護団は、「上三坂の堤防は、測量結果上の見かけだけ天端高が高くされていた」と言っており、これは、「盛り土の頂上を測量することで堤防高を高く見せかけることには問題があった」という趣旨でしょう。

そうであれば、盛り土が河川縦断方向で同じ高さであれば水害は起きなかった、と言っているかのような表現は矛盾していると思います。

弁護団としては、盛り土の存在及びそれによる堤防高の偽装を容認しているわけではない、単に盛り土の高さが同じではなかったという事実を述べたまでだ、と言うでしょうが、そうは読めません。

なぜなら、弁護団は、盛り土の存在及びそれによる堤防高の偽装を容認しないことを明言したことはないからです。

七つは、越水が生じたのはL20.98kでだけであるかのように書いていることです。

弁護団は、「本件洪水では、盛土高の低かった20.98kで、越水が生じ、堤防決壊に至った（甲3の20頁）。」と書きます。

L約20.98kで越水したことは事実でしょうが、その1点だけで堤防の越水が生じたことにより決壊したかのような印象を与える文章を書くことは、破堤区間がそれほど低くはなかったという印象を与えられ、国に有利になると思います。

下の写真（鬼怒川堤防調査委員会報告書 p3－8から）のとおり、越水はL約20.98kの1地点でだけ生じたわけではないので、「盛土高の低かった20.98kで、越水が生じ、堤防決壊に至った」という表現が最適だったとは思えません。

破堤区間に係る堤防がいかにポンコツで危険だったことを主張するのが筋だと思います。

状況写真

⑨



https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000643703.pdf

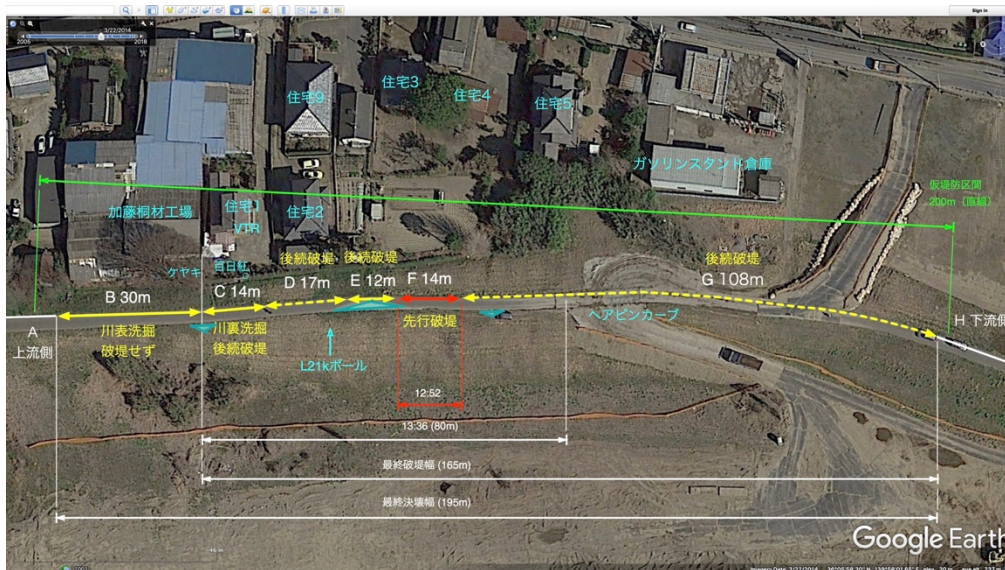
↑ 鬼怒川堤防調査委員会報告書 p 3 - 8 (9月10日 12:05頃の撮影か)

なお、破堤区間において、越水した区間はどこでどれくらいあったのかについては、naturalright.org の鬼怒川2015で、下図のとおり分析しています。

鬼怒川水害まさかの三坂 2

破堤・決壊した 195m を 6 分割する

<https://www.naturalright.org/kinugawa2015/%E9%AC%BC%E6%80%92%E5%B7%9D%E6%B0%B4%E5%AE%B3%E3%81%BE%E3%81%95%E3%81%8B%E3%81%AE%E4%B8%89%E5%9D%82/%EF%BC%92-%E7%A0%B4%E5%A0%A4-%E6%B1%BA%E5%A3%8A%E3%81%97%E3%81%9F195m%E3%82%92%EF%BC%96%E5%88%86%E5%89%B2%E3%81%99%E3%82%8B/>



越水が生じたのは、上図で実線の両矢印の区間です。次の区間です。

B 30 m

C 14 m

E 12 m

いずれも「約」が付くことはもちろんです。

合計約56mで越水したということです。

点線の区間（DとG）は、越水なき破堤の区間です。

ただし、DとGの意味は異なります。

L21.00kの距離標のあるD区間（17m）では、前掲の写真のとおり、道路面が冠水していますが、洪水が堤防を乗り越えていないので、越水はしていません。

越水と冠水をした区間延長の合計は約73mになります。

越水したのは、左岸約20.98kの1点だけではありません。

甲32と冠水や越水をしている写真から、20983.706～21046.855mの約63mの堤防が連続してHWLを下回っていたと見るべきだと思います。

冠水した洪水は裏法面を流下するのが普通ですが、D区間では、2011年度時点の河川横断図（甲40）では分からないのですが、裏法肩にも盛り上がりがあり、越水にならなかったと思われます。

これに対して、G区間は、越水も冠水もしていません。

なお、前掲の越水の写真は、水位がピーク時の状況を示すと私は見えています。

なぜなら、計画高水位以下でも安全だと裁判所に思わせることに成功した（鬼怒川大水害）

<http://kanumanodamu.lolipop.jp/OtherDams/mitoHanketsu02.html>

に書いたように、鎌庭観測所地点でのピーク水位の時刻と流速から21.00kでのピーク水位の時刻を割り出すと、9月10日12:08頃だと推測されるからです。

八つは、越水だけが決壊の原因だと言っていることです。

「本件洪水では、盛土高の低かった20.98kで、越水が生じ、堤防決壊に至った(甲3の20頁)。」は、事実を書いたまでだ、という意見もあるでしょうが、二つの意味で誤解を招く表現です。

一つは、上記のとおり、左岸約20.98kの1地点でのみ越水が生じたと言っているように聞こえるし、二つは、堤防決壊のメカニズムとして、越水のみが決壊の原因だったと言っているように聞こえます。

また、堤防決壊のメカニズムについて第1回鬼怒川堤防調査委員会資料を根拠にしていることも問題だと思います。

甲3とは、第1回鬼怒川堤防調査委員会資料(2015年9月28日作成)のことであり、同委員会の最終的な見解が示されているわけではない(報告書では、越水と浸透が複合的に原因となったと書かれています。報告書p3-36)し、そのp20は、越水破壊の可能性について検討しているだけです。

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000632889.pdf

第1回鬼怒川堤防調査委員会資料(甲3)p21以降は、浸透破壊の可能性が検討されています。(p22には、「■決壊区間の地質構成は、地表2m程度を粘性土層が覆い、その下位に10m程度の砂質土層が分布し、深部に粘性土層が分布する。」という重要な記述があります。)

弁護団が第1回鬼怒川堤防調査委員会資料(甲3)の一部のみを根拠に堤防決壊のメカニズムを説明するのは、我田引水的であり誤導的だと思います。

鬼怒川堤防調査委員会報告書で決壊の原因は越水とパイピングだと言っているのに、パイピングを否定あるいは捨象するのは、普通に考えたら、原告側に不利な行為だと思います。

ちなみに、弁護団は、鬼怒川堤防調査委員会報告書よりも、第1回の会議資料を好んで引用しているように見えるのですが、このことが議論を混乱させる原因になっていると思います。

弁護団が引用する同委員会の見解が正しいかは、いちいち鬼怒川堤防調査委員会報告書を参照しないと判断できません。

下図は、原告側が訴状と同時(2018年8月7日)に提出した証拠説明書です。

鬼怒川堤防調査委員会報告書が作成されてから2年と5か月は経っているのに、なぜ

わざわざ第1回の会議資料を引用しなければならないのでしょうか。

甲号証	標目(原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
3	第1回 鬼怒川堤防調査委員会資料		2015年9月 28日	国土交通省関東地方 整備局
	立証趣旨			
	<p>上記の書証は、国土交通省関東地方整備局が、2015年9月の鬼怒川水害の後に設置した鬼怒川堤防調査委員会が作成した報告書である。同報告書では、鬼怒川の特性、鬼怒川水害の経過、上三坂地区の堤防決壊の経過をとりまとめ、堤防決壊のメカニズムが検討されている。</p> <p>この報告書では、鬼怒川の河道特性(4頁)、上三坂の堤防決壊の経過(16頁)、堤防決壊のメカニズム(20頁)等が記されている。</p> <p>訴状では、①上三坂の堤防決壊の経過や②鬼怒川水害の被災の状況(10~11頁)を主張しているが、①は本書証の16頁、②は同8頁などでの記述に基づくものである。</p>			

4

訴状添付「図5 上三坂2.1km付近の堤防高縦断図」は、本書証の20頁の被災メカニズムの検証(越水)の縦断図を用いている。そして、「図7 鬼怒川の河道状況」は、本書証4頁の「鬼怒川の河道特性の図」を用いている。

<https://www.call4.jp/file/pdf/201909/bceb1b0484654e6706ccd82a33dd4569.pdf>

立証趣旨には、「上記の書証は、国土交通省関東地方整備局が、2015年9月の鬼怒川水害の後に設置した鬼怒川堤防調査委員会が作成した報告書である。」と書かれていますが、そもそも、検討材料である会議資料は報告書ではありません。

弁護団が会議資料と報告書を区別しないという認識は独特すぎて問題だと思います。

私も鬼怒川堤防調査委員会報告書を短く言おうとして「最終報告書」と呼んだことがあり、「だったら、検討過程の会議資料も、最終でない報告書なのかい」と突っ込まれる余地のある書き方をしたことを反省していますが、少なくとも、私が会議資料を報告書と呼んだことはありません。

九つは、正味の堤防高を語らないことです。

弁護団は、「上三坂の堤防は、測量結果上の見かけだけ天端高が高くされていた」と言っているのですから、「見かけだけ」ではない、つまり、「見かけ」を取り払った正味の堤防高はどれだけだったのかを語るのが筋ですが、そして読み手の関心もそこに向かうはずですが、弁護団は定量的に言いません。

ただし、原告ら準備書面（８）p29では、L2 1.0 0kでの横断測線でアスファルト舗装されている箇所の平均の高さはY.P.2 0.7 5 m（正しくは2 0.7 4 m）なので、HWL2 0.8 3 0 mよりも8 cm（正しくは9 cm）低いと、定量的に主張していた（ただし、舗装面の「平均の高さ」を、正味の堤防高であるかのように言うことに私は賛成しません。）のですが、控訴理由書では5箇所で「脆弱な天端構造」について主張するものの、見せかけでない堤防高の数値については、いずれの箇所においても言及されていません。

原告ら準備書面（８）p29には、「天端の本体というべきアスファルト舗装されている箇所」、「堤防の天端の本体というべきところはアスファルト舗装されている箇所であり」と書かれています。

弁護団は、道路面が天端の本体部分だと言っています。

だったら、道路面のどこかが堤防高だということになると思います。

だったら、天端の本体である道路面の標高がどうであったかを説明することは重要なはずですが、原告ら準備書面（８）以外で説明されたことはないと思います。

正味の堤防高の数値は重要な事実です。

なぜなら、鬼怒川堤防調査委員会は「鬼怒川流域における記録的な大雨により、鬼怒川の水位が大きく上昇し、決壊区間において水位が計画高水位を超過し堤防高をも上回り、越水が発生した。」（p3－36）という事実を認定しており、水戸地裁もこの事実を前提に判決を書いた（判決書p12）ことは、過去記事に書いたとおりですが、正味の堤防高が計画高水位よりも低く、洪水の水位が計画高水位を超過する前に堤防高を超過していたのが事実であれば、水戸地裁判決の前提が誤りであったことになるからです。

いずれにせよ、原告ら準備書面（８）では、甲40を根拠に、L2 1.0 0kの堤防の舗装面の高さが計画高水位より8 cm低かったと主張していたのに、控訴審になると、甲40を根拠にした舗装面が計画高水位以下であったという主張を封印し、緩い攻め方になるのは理解しがたいことです。

ちなみに、原判決は、「現況堤防高の天端幅がかなり狭く、いわば堤防としての実力

を備えているのがより低い位置の高さと考えらるべきであるとすれば」(判決書 p54)と述べており、実力を備えている高さ＝正味の堤防高は無視できない問題だとせつかく捉えているのですから、その議論を敷衍すべきだと思います。

十は、主張が矛盾するという事です。

弁護団は、「上三坂の堤防は、測量結果上の見かけだけ天端高が高くされていた」と言います。

見かけでない堤防高(偽装されていない堤防高、正しい堤防高)は別にあるはずだと言っていることになります。

訴訟で愚痴を言うはずはありませんから、この文章は、愚痴ではありません。「ごまかし」とか「偽装」という言葉は使っていませんが、国が堤防高を偽装していたことの法的な責任を問うているはずで。

しかし、弁護団は、「堤防高の測量は天端表法肩で行われており、上記測量結果は盛土されている部分の高さである。」と言います。

その意味は、「三つ」で書いたとおり、2011年度測量でのL21.00kの堤防高の測量は、表法肩で測量するという正式な方法(河川定期縦横断測量業務実施要領・同解説(乙52))でなされているということです。

弁護団は、一方では、2011年度測量でのL21.00kの堤防高の測量は、表法肩で測量するという正式な方法でなされていると言いながら、他方で、当該堤防高の数値は見かけだけのものであり偽装だと言っており、矛盾しています。

L21.00kの堤防高が偽装だ(見かけだけであり許されない)と主張するなら、正式な堤防高の値(「堤防関連データ」の数値)を否定しなければなりません。弁護団は、天端満杯流下能力の計算も見かけだけの堤防高の数値で計算しています。

L21.00kの堤防高の数値について弁護団が何を言いたいのか理解することが極めて困難です。

十一は、L21.00k付近の堤防が計画高水位以下だったと言わないことです。

上記引用部分では、甲40と甲32に言及しており、これらの証拠の価値は、L21.00k付近の堤防高がHWLより低かったことを証明していることにあると思うのですが、弁護団はそのことに触れません。

その理由を推測すると、破堤区間の堤防高が計画高水位以下だったから危険だったことを強調してしまうと、若宮戸溢水についての主張と矛盾することを自覚しているからだだと思います。

2011年度の詳細測量（甲32）におけるL21.00k付近の堤防の盛り土又は腹付けの問題の本質は二つあると見るべきだと思います。

一つは、盛り土又は腹付けによって堤防高が偽装されていたということであり、二つは、偽装でない堤防高が計画高水位を10cmも下回っていたということです。

どちらが重要かと言えば、後者でしょう。

鬼怒川の堤防のある箇所の正味の堤防高がHWL+1mだったとして、盛り土又は腹付けをすることによってHWL+1.3mに偽装されていたとしても、鬼怒川でHWL+1mの洪水が来る確率は極めて小さいので、破堤に直結するとは思えません。正味の堤防高がHWLを10cmも下回っていたら破堤氾濫する確率が極めて高いと言えます。

つまり、堤防高の偽装は、余裕高が大きい場合には、致命傷になるとは言えないので、常に致命的とは言えません。

これに対し、実質の堤防高がHWLより10cm低ければ致命的に危険です。

弁護団が盛り土又は腹付けによる偽装を指摘することは正しいと思いますが、それだけでは本質の一部を指摘しただけであり、また、偽装を指摘するのであれば、違法性（どのようなルールに違反するのか）についてまで言及すべきだと思います。

ヘルメットを被って身長を測定することが許されるとは思えません。

身長測定は命に関わる問題ではないので、ごまかしても大した問題ではないでしょうが、堤防高をごまかせば命に関わります。

盛り土するのは結構だが、天端に低い部分があるのはけしからん、盛り土に低いところがあつたから破堤した、という主張は、本末転倒だと思います。

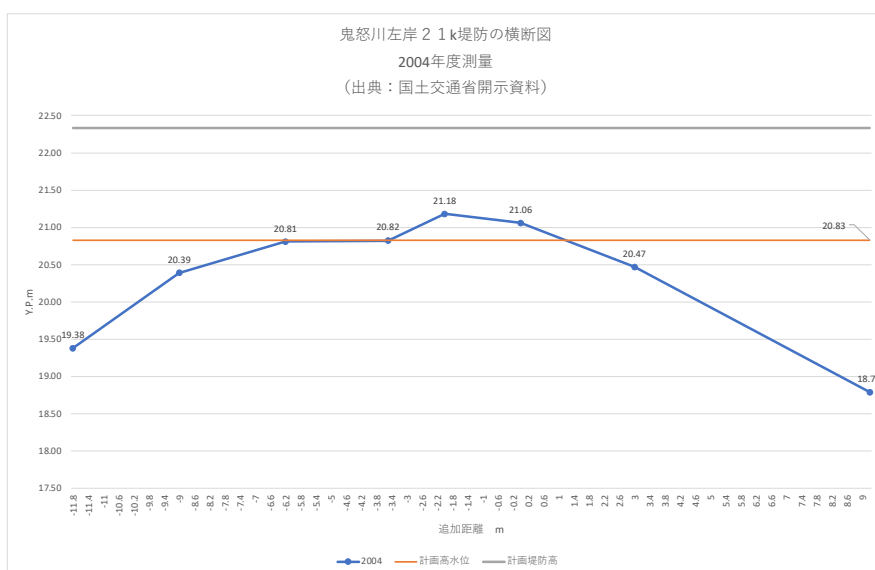
盛り土（による堤防高の偽装）があつたから破堤したのだと私は思います。

盛り土がなければ、2011年度測量における21.00kの河川横断図（甲40）によれば、左岸堤防の管理道路の舗装面の高さは、表法面に最も近い部分（盛り土との境目でもある。）で20.73mなので（根拠は、過去記事

鬼怒川左岸21kの堤防の累積沈下量は1.79mだった（鬼怒川大水害）
<http://kanumanodamu.lolipop.jp/OtherDams/L21kOudanSokuryou.html>
を参照）、HWLよりちょうど10cm低いこととなります。

遡れば、L21.00kの管理道路の高さがHWLを下回ったのは、下図のとおり、2

004年度のことです。当時は、未舗装だったと思われます。



L21.00k付近に盛り土さえなければ、L21.00kの堤防高は20.82mで、HWL20.830mより1cm低かったのですから、管理者としては、さすがに2015年までの10年間も放置できなかったはずで

盛り土があったために、L21.00kの堤防高は21.189m(「2004年度鬼怒川堤防関連データ」に記載された堤防高。上図と一致しない。)なので、HWL20.830mより35.9cm高いことになります。

国は、三坂町で洪水が計画高水位まで達することは滅多にないだろうし、それを約36cm上回る水位となる洪水はなおさら滅多に起きないだろうと考え、早急な整備は不要と考えたのでしょう。

盛り土の存在が堤防整備の緊急性に関する判断を誤らせたのだと思います。

2002年の河川堤防設計指針 p4には、「堤防においては上下流あるいは左右岸の堤防断面形状の整合性が強く求められることから、一連区間内の基本断面形状は原則として同一とする。」と書かれています。

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/bousai/gijyutukaihatu/pdf/teibou_sekkei.pdf

L21.00kの堤防の形状は特殊であり、上下流あるいは左右岸の堤防断面形状の整合性がなく、上記指針に違反すると考えられるので、訴訟では、少なくとも、L21.00kの堤防の形状がなぜ特殊だったのか、堤防設計指針に違反しないのかを明らかにすべきだと思います。

訴訟の勝敗は別にしてでも、弁護団は、せめて、L2 1.0 0kの堤防の断面形状がなぜ特殊だったのかを国に説明させるべきだと思います。つまり、求釈明の申立てをすべきだと思います。

そうすることが歴史の教訓につながると思うからです。

裁判の目的は、真相究明でもなければ、歴史の教訓を得るためでもないという意見もあるでしょうが、それらを目的にすることが裁判制度の目的外利用であるとは言い切れないと思いますし、本件でも賠償金の獲得が主目的ですが、勝てる保証があるのであれば副次的な目的を犠牲にするという選択肢もあるでしょうが、勝てる保証がないのですから、副次的な目的も同時に追求しないと、負けただけで何も残らない訴訟になる可能性があります。

十二は、話の焦点が「天端高」に移ってしまったことです。

最初は「堤防高」の話をしていたのに、途中で「天端高」の話にすり替わってしまったので、焦点が定まらない文章になってしまったと思います。

もっとも、弁護団は、「堤防高（天端高）」(p4 9)と書いているので、堤防高＝天端高という認識なので話の焦点はぶれていないという認識でしょうが、堤防高は1横断面に1地点しかないのに対して、天端高は明確な定義があるとは思えませんが、断面図では線として存在するものだと思います。

上にゴシック体で引用した文章は、甲40と甲32を引用しています。

二つの証拠を引用して、破堤区間の堤防の横断的な状況と縦断的な状況をいっぺんに、それもたった7行ほどで説明しようとしているので難解になるのだと思います。

十三は、破堤区間の堤防の状況が「脆弱」と言い、「危険」とは言わないことです。

弁護団は、「脆弱な天端構造であった。」と言います。

鬼怒川L2 1.0 0kを含む約6.3mの区間の堤防は、2011年度の測量によって、道路面（弁護団の見解は盛り土の表法肩ということになると思います。）の3箇所において計画高水位より低かったことが判明していたし、2004年度の定期測量でもL2 1.0 0kの盛り土でない部分（管理道路面）の堤防高（連続性のある本来の堤防高）は20.82mであり、計画高水位より1cm低かったのですから、極めて危険な状況でした。（甲32の測量地点は道路面だと思いますが、弁護団の見解では盛り土です。）

「脆弱」という言葉で形容できる状況ではありませんでした。

下の写真を見れば、道路面がH W L以下だったことは危険だったと言えると思います。

状況写真

⑨



https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000643703.pdf

鬼怒川堤防調査委員会報告書 p3 - 8 (9月10日12:05頃の撮影か?)

弁護団は、控訴理由書で「本件改修計画とその実施は、・・・改修（堤防整備）を要する緊急性の有無及びその程度をも考慮する見地から、格別不合理である。」(p48) という主張を何度も繰り返します。

しかし、弁護団は、単に「大東判決から改修を要する緊急性の有無及びその程度」という言葉を引用しているだけであって、この規範が鬼怒川大水害にどのように適用されるのかを検討しているとは思えません。

堤防高がH W Lより低く最低限の安全性を備えていない場合とH W Lより5 cm 程度高く最低限の安全性しか備えていない場合を同じランク付け(とりわけ治水安全度が小さい)で評価をしている(p49)ようで、どうして「緊急性の有無及びその程度」を検討したと言えるのでしょうか。

堤防高がH W Lを上回る場合と下回る場合で、どうして「その程度」が同じになるのでしょうか。

破堤区間の整備に緊急性があったと主張するのであれば、危険であったと主張すべきであり、脆弱であったという言葉の選択が妥当だとは思えません。

脆弱であれば、危険であることは言うまでもない、という思いが弁護団にあるのかもしれませんが、その思いは裁判所には伝わらないと思います。

脆弱と言われたら、危険でもなければ、違法な点も見当たらないという印象を受けると思います。

デジタル大辞泉によれば、「危険」とは、「1 あぶないこと。生命や身体の損害、事故・災害などが生じる可能性のあること。2 悪い結果を招く可能性があること。」です。

<https://dictionary.goo.ne.jp/word/危険/>

「脆弱」とは脆いことであり、「脆い」とは、単に「1 もとの形や状態がくずれやすい。こわれやすい。」ことであり、よく考えれば、脆弱には危険に通じるものがあるのですが、脆弱にも程度の差があることを考えると、脆弱だから直ちに災害が生じる可能性があると受け取ることは困難でしょう。

改修の必要があるが未改修の箇所については、多少は脆弱なのは当たり前であって、どこを優先して改修するかは、管理者の裁量に大きく委ねられると裁判所は考えるだろうし、そうだとすれば、その考えを打ち破るには、脆弱や優先ではなく、危険や緊急という言葉の選択が必要だったのではないのでしょうか。

甲40と甲32という強力な証拠を使った主張の着地点が「脆弱」だったというわけですが、脆弱な箇所の整備を後回しにしたことが格別に不合理だ、という理論構成では説得力がないと思います。

問題は、言葉の選択ではなく、認識の問題なのかもしれません。

危険であるという認識がなければ、危険という言葉は出てきません。

●裁判所は盛り土の問題を天端幅の問題と捉えていた

再三書いているように、甲40は、L2 1.00kの堤防高が計画高水位より10cm低かったことの証拠だと私は考えるのですが、裁判所は天端幅が狭かったという問題だと捉えていることは残念です。

判決書 p54には、「同地点の現況堤防高として測定された部分の天端幅がかなり狭くなっていたことが認められる」、「現況堤防高の天端幅がかなり狭く、いわば堤防としての実力を備えているのがより低い位置の高さと考えらるべきであるとすれば」と書かれており、裁判所は、甲40に基づく弁護団の主張を一義的には天端幅の問題と捉えています。

その理由は、2021年8月に提出された証拠説明書（下図）にあると思われます。

甲号証	標 目 (原・写の別)	写し	作成年月日	作成者
40	H23 鬼怒川下流部定期横断測量業務 成果品 (2) (21.0k 横断図)		2011年度	国土交通省

2

立 証 趣 旨	
	<p>本書証は、国土交通省が平成23年度に鬼怒川左岸2.1km地点の堤防高を横断方向に測量した結果を示すものである。鬼怒川左岸2.1km地点はわずかに1.4mの天端幅で、必要天端幅の3割弱しかなく、しかも、2.1km地点の計画堤防高Y.P. 22.33mに対して、2.1km地点の堤防高は最高でY.P. 21.04mしかなかったことを示している。</p>

<https://www.call4.jp/file/pdf/202108/cee816b3c9434d46e31f83175fddab14.pdf>

●誤記

誤記と思われる箇所で見つかったものは、次のとおりです。

p 9

「(その結果、)」 → 「(その結果、」

p 2 5

「により、みてる。」 → 「) により、みてる。」

p 2 6

「水防計画の手引きでも」 → 「水防計画作成の手引きでも」

「堤防高の設定基準には」 → 「重要水防箇所の設定基準には」

p 2 7

「全てが堤防高（流下能力）であった」 → 「全てが堤防高（流下能力）についてであった」

「全てが堤防高（流下能力）であり」→「全てが堤防高（流下能力）についてであり」

「堤防幅が重要度 A」→「堤防幅について重要度 A」

p 2 8

「堤防高（流下能力）が重要度 A」→「堤防高（流下能力）について重要度 A」

「全て堤防高（流下能力）であり」→「全て堤防高（流下能力）についてであり」

「漏水はなかった」→「漏水についてではなかった」

p 3 3

「現況堤防を基礎としつつ」→「現況堤防高を基礎としつつ」

「同測量結果により」→「同詳細測量結果により」

「一審被告の」→「被告の」

「存在していた」→「存在した」

p 4 3

「20.98kで」→「左岸約20.98kで」

「天端高が」→「堤防高が」

p 4 6

「((甲32))」→「(甲32)」

「上記イ(イ)cで」→「上記ウ(イ)cで」

以上